

平成 31 年度短期大学機関別認証評価申請要項

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が、平成 31 年度に実施する学校教育法第 109 条の規定に基づく「短期大学機関別認証評価」に関する申請の手続きは、この要項による。

1. 申請の資格

平成 31 年 4 月 1 日において、完成年度を経た短期大学を評価の対象とします。

2. 申請手続等

- (1) 評価を希望する短期大学は、「短期大学機関別認証評価申請書」及び「短期大学の概況についての調査票」に所要事項を記入の上、平成 30 年 7 月 2 日（月）から 7 月 31 日（火）（必着）までに評価機構へ郵送により提出してください。申請しない場合は、提出は不要です。
- (2) 評価機構は、申請を受理した短期大学（以下「申請短期大学」という。）に対し「申請受理通知書」を送付します。

3. 評価料

詳細は、添付の「短期大学機関別認証評価評価料に関する規程」をご参照ください。

※評価料は、評価年度の学科の状況により積算します。平成 31 年度新設の学科は、評価料を徴収することとなりますので、ご注意ください。

4. 評価料の払込

申請短期大学へは、平成 31 年 4 月上旬に評価料請求書を送付しますので、平成 31 年 4 月末日までに評価機構の指定する銀行口座に評価料をお振込ください。（振込手数料は、申請短期大学の負担とします。）

5. 申請書送付先

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

公益財団法人 日本高等教育評価機構 評価事業部 小貝 宛

※封筒の表面に「短期大学機関別認証評価申請書在中」と朱書きで表示してください。

※「短期大学の概況についての調査票」は、メール添付でも送付してください。

メール送信先：kogaim@jihee.or.jp

以上